

大分県バドミントン協会旅費支給規則

第1条 この規則は、大分県バドミントン協会の役員が会務のため出張するときに支給する旅費について規定する。

第2条 旅費として、別表に示す額を支給する。
但し、天災その他やむをえない事由があった場合は、その現により支給する。

第3条 宿泊を必要とする場合は、1泊9,800円を支給する。

第4条 県を代表して参加する選手・監督の旅費等は所属する各連盟(社会人、レディース、学連、高体連、中体連、小学生)において、予算の範囲内で支給することができる。
但し、派遣審判員等の旅費については、会務として本規程を適用する。

第5条 他機関から旅費等が支給された場合は、本規則を適用しない。

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。